

報告 3 別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び  
市街化調整区域の変更（大分県決定）について

## I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」変更する

## II 人口フレーム

区 分		年 次	平成 22 年(基準年) (平成 17 年国勢調査)	平成 32 年 (基準年の 10 年後)
		都市計画区域内人口		126.5 千人
	市街化区域内人口		124.4 千人	118.3 千人
		配分する人口	—	118.3 千人
		保留する人口	—	—
		特定保留	—	—
		一般保留	—	—

(理由)

今回は、都市計画区域マスタープランの見直しに伴う第 6 回目の見直しであり、平成 22 年（平成 17 年国勢調査）を基準年とし、目標年次を平成 32 年とするものである。

主な内容としては、都市計画フレームの修正と埋立事業により生じた区域の計画的な整備を図るため、市街化区域への編入をしようとするものである。

また、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する基本方針などは、区域区分制度の主旨等に鑑み、その的確な運用を図るため、都市計画運用指針や都市計画区域マスタープランに準拠するものである。

① 北浜地区（市街化区域への編入：面積 0.8 ha）

公有水面埋立法に基づく公有水面埋立事業が完了した区域であり、レクリエーション施設用地として土地利用を図る区域である。

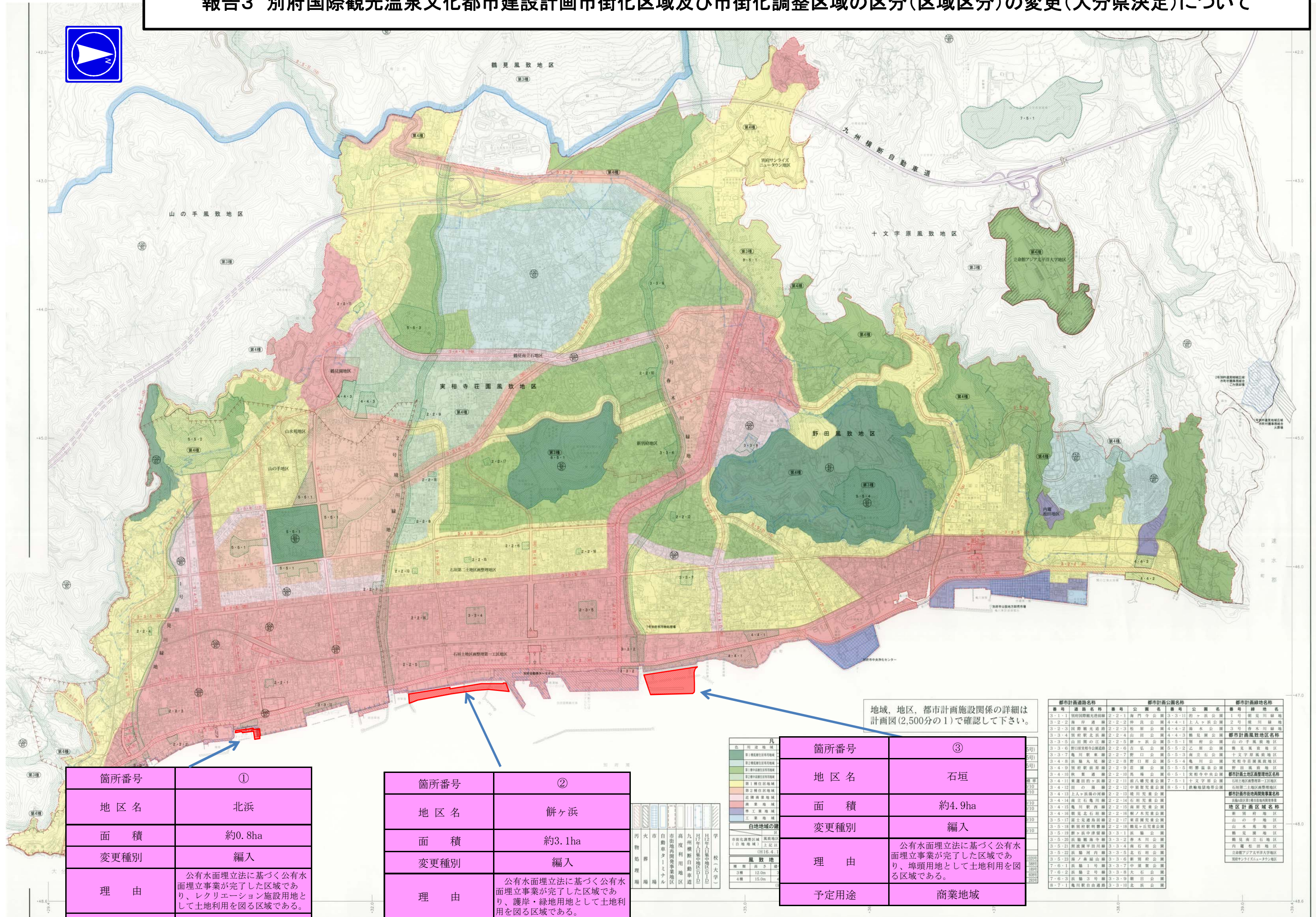
② 餅ヶ浜地区（市街化区域への編入：面積 3.1 ha）

公有水面埋立法に基づく公有水面埋立事業が完了した区域であり、護岸・緑地用地として土地利用を図る区域である。

③ 石垣地区（市街化区域への編入：面積 4.9 ha）

公有水面埋立法に基づく公有水面埋立事業が完了した区域であり、埠頭用地として土地利用を図る区域である。

# 報告3 別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の変更(大分県決定)について



地域、地区、都市計画施設関係の詳細は計画図(2,500分の1)で確認して下さい。

都市計画道路名称		都市計画公園名称		都市計画緑地名	
番号	道路名称	番号	公園名称	番号	緑地名
3-1-1	別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化調整区域	2-2-1	海門寺公園	3-3-11	の+浜公園
3-2-2	海岸通り	2-2-2	神良公園	4-4-1	上人ヶ浜公園
3-2-3	国際観光通り	2-2-3	神宮公園	4-4-2	瀬水公園
3-3-4	別府中央通り	2-2-4	山田公園	4-4-3	尾花公園
3-3-5	山形通り	2-2-5	神宮公園	5-5-1	鶴見地区
3-3-6	野田通り	2-2-6	吉弘公園	5-5-2	乙姫公園
3-3-7	亀川通り	2-2-7	野口公園	5-5-3	南立石公園
3-4-8	高瀬川通り	2-2-8	野口公園	5-5-4	亀川公園
3-4-9	別府駅前通り	2-2-9	若狭公園	5-5-5	野田地区
3-4-10	別府通り	2-2-10	高瀬公園	6-6-1	実相寺地区
3-4-11	東通り	2-2-11	高瀬公園	7-7-1	十文字原地区
3-4-12	川島通り	2-2-12	中野公園	8-8-1	新野地区
3-4-13	上人ヶ浜通り	2-2-13	高瀬公園		
3-4-14	南立石通り	2-2-14	石垣公園		
3-4-15	亀川通り	2-2-15	高瀬公園		
3-4-16	別府駅前通り	2-2-16	高瀬公園		
3-5-17	高瀬川通り	2-2-17	高瀬公園		
3-5-18	高瀬川通り	2-2-18	高瀬公園		
3-5-19	高瀬川通り	2-2-19	高瀬公園		
3-5-20	高瀬川通り	2-2-20	高瀬公園		
3-5-21	高瀬川通り	2-2-21	高瀬公園		
3-5-22	高瀬川通り	2-2-22	高瀬公園		
3-5-23	高瀬川通り	2-2-23	高瀬公園		
7-6-1	高瀬川通り	3-3-1	高瀬公園		
7-6-2	高瀬川通り	3-3-2	高瀬公園		
7-6-3	高瀬川通り	3-3-3	高瀬公園		
8-7-1	高瀬川通り	3-3-4	高瀬公園		

箇所番号	①
地区名	北浜
面積	約0.8ha
変更種別	編入
理由	公有水面埋立法に基づく公有水面埋立事業が完了した区域であり、レクリエーション施設用地として土地利用を図る区域である。
予定用途	商業地域

箇所番号	②
地区名	餅ヶ浜
面積	約3.1ha
変更種別	編入
理由	公有水面埋立法に基づく公有水面埋立事業が完了した区域であり、護岸・緑地用地として土地利用を図る区域である。
予定用途	商業地域

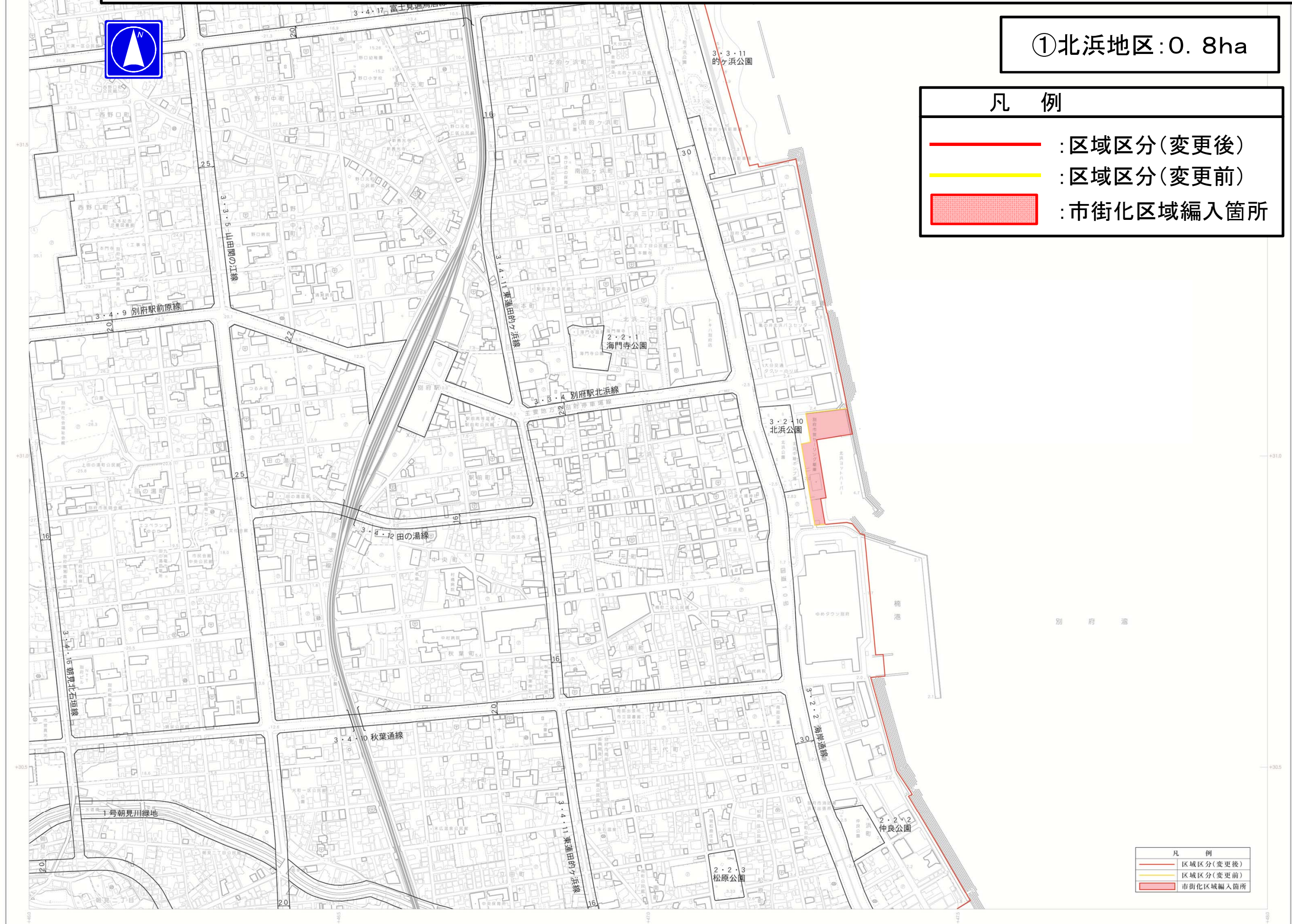
箇所番号	③
地区名	石垣
面積	約4.9ha
変更種別	編入
理由	公有水面埋立法に基づく公有水面埋立事業が完了した区域であり、埠頭用地として土地利用を図る区域である。
予定用途	商業地域

報告3 別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の変更(大分県決定)について

①北浜地区:0.8ha

凡 例

- : 区域区分(変更後)
- : 区域区分(変更前)
- : 市街化区域編入箇所



凡 例  
— 区域区分(変更後)  
— 区域区分(変更前)  
 市街化区域編入箇所

報告3 別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の変更(大分県決定)について



②餅ヶ浜地区:3.1ha

凡例

- : 区域区分(変更後)
- : 区域区分(変更前)
- : 市街化区域編入箇所

凡例  
— 区域区分(変更後)  
— 区域区分(変更前)  
 市街化区域編入箇所

報告3 別府国際観光温泉文化都市建設計画市街化区域及び市街化調整区域の区分(区域区分)の変更(大分県決定)について

